

# 経営者のための やさしい企業年金教室

2026年2月3日

## 57 時限目：2025 年度年金法の改正趣旨ポイントと実務対応について

2025年の年金法改正は、公的年金の「土台」を強くしつつ、私的年金、とくに確定拠出年金(DC)の活用余地を大きく広げることが特徴となっています。今後各種改正が施行されるにあたり、企業と個人の双方にとって、「公的+私的」を組み合わせた老後資産形成への発想転換が求められる様になります。

### ■ 公的年金の方向性

公的年金では、まず厚生年金の適用拡大と在職老齢年金の見直しが柱となります。パート・有期といった短時間労働者にも厚生年金加入を広げること、就労形態に左右されにくい保障を整えていく流れです。

併せて、在職老齢年金の支給停止基準額は引き上げられ、賃金と年金を合わせた収入があっても減額されにくい仕組みになります。高齢者の就業継続を後押し、「長く働きながら年金を受け取る」スタイルを前提とした制度設計への転換と言えます。

更に、厚生年金の標準報酬月額上限は65万円から75万円まで段階的に引き上げられ、高所得層は負担増と引き換えに将来の給付も厚くなる方向です。基礎年金についても、拠出期間延長とセットで給付水準を底上げしていく方針が示さ

れ、「1階部分の持続可能性」を高めながら、私的年金にバトンを渡す構図が明確になっています。

### ■ 私的年金・DC 拡充のポイント

私的年金では、企業型DCとiDeCoを中心に拠出枠拡大・ルール緩和が行われます。企業型DCの拠出限度額は月5万5千円から6万2千円へ引き上げられ、企業年金の有無による上限差も縮小される見通しです。

大きなポイントはマッチング拠出の規制緩和で、「加入者掛金は事業主掛金以下」という縛りが外れ、制度上の上限額まで本人が自由に上乗せできるようになります。会社拠出が少なくても、自助努力で不足分を埋められるため、意欲の高い従業員ほどメリットを享受しやすい仕組みです。

また、「穴埋め型」の考え方が導入され、DBや事業主掛金で使い切れなかった枠を、iDeCoやマッチング拠出で本人が埋めることが可能になります。iDeCo自体も、拠出限度額の上積みとともに加入可能年齢が70歳未満まで拡大され、定年延長や再雇用と整合的な仕組みへと進化します。

### ■ 企業が備えるべき実務対応

企業にとっては、「社会保険適用拡大によるコスト増」と「DC拡充という報酬設計の武器」が同時に訪れる点の実務上のポイントです。対象となる短

# 経営者のための やさしい企業年金教室

時間労働者・高齢者・高報酬層の人数と人件費を早期に把握し、社会保険料と退職給付費用の中期的な見直しをすることが不可欠になります。

そのうえで、企業型DCの上限変更・マッチング見直しにあわせ、就業規則・賃金規程・企業年金規約の整合性をチェックし、システム改修や給与との連携を前倒しで進める必要があります。DB・DCを併用している企業は、「総枠の中でどこまで会社負担とし、どこから本人拠出でカバーしてもらうか」を戦略的に再設計する局面に入ると言えるでしょう。

## ■ 個人にとっての活用のコツ

個人にとっては、公的年金を土台に「未使用の拠出枠をできるだけ残さない」ことが、老後資産形成の重要な視点になります。昇給や賞与、子どもの独立など家計の節目ごとに、企業型DCやiDeCoの拠出額を見直し、可能な範囲で積立率を引き上げていくことが有効です。運用面では、長期・

分散・低コストを基本に、年などをデフォルトに活用する選択肢もあります。在職老齢年金の見直しで高齢期の就労余地が広がることを踏まえ、「いつまで働き、いつから年金・DCを取り崩すか」をセットで考えることが、これからの時代の標準的なライフプランになっていくでしょう。

## ■ これからの人事・総務がやるべき課題

以上のポイントまとめの通り、2025年度の年金法改正は、「社会保険負担の増加」と「私的年金の活用余地拡大」が同時に進む、企業にとって難しくも大きな転機となる内容となっています。制度対応のみに追われるのではなく、「自社の人材ポートフォリオに合った年金・退職給付戦略」を描き、企業型DCとiDeCoの拡充を“攻めの福利厚生”として位置づけられるかどうか、これからの採用・定着競争を左右していくと思われます。

企業年金相談センター(NPO 法人企業・団体支援日本FP協議会) 大西 浩

## 2025年年金法改正事項の主な施行(予定)日【私的年金・確定拠出年金・iDeCo関連】

改正項目	施行日・期間	補足
企業型DC：マッチング拠出の「事業主掛金以下」制限撤廃	公布3年以内の政令日 (2026年4月1日予定)	加入者掛金が上限まで拠出可能に
企業型DC：拠出限度額見直し(上限引上げ等)	公布3年以内の政令日 (2026年4月1日予定)	月額限度額引上げなど
企業年金の運用「見える化」(情報開示強化)	公布5年以内の政令日	加入者以外にも情報提供を拡大
簡易型DC制度の見直し・統合等	2026年4月1日	手続簡素化・制度整理
iDeCo：拠出限度額引上げ・加入可能年齢引上げ (法令上の施行日)	2026年12月1日施行 (2027年1月26日引落分から適用)	令和8年12月1日施行とする政令が公布済み
iDeCo：加入可能年齢上限70歳未満への拡大 (法律上)	公布3年以内の政令日	具体日程は「3年以内」で今後政令指定
脱退一時金制度の見直し	公布4年以内の政令日	要件緩和・整理等を予定

※ 上記のうち「〇年以内の政令で定める日」とあるものは、2025年12月時点で厚労省・金融機関資料に示された「予定・想定時期」を括弧書きで記載しています。実務で利用する際は、最新の政令・省令・年金機構や厚労省通知で最終確認してください。